

飯山介護老人保健施設みゆき短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 利用契約書

(契約書の目的)

第 1 条 医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設みゆき（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び家族・代理人（後見人等）（以下「家族等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本書の目的とします。

(適用期間)

第 2 条 本契約は、利用者が飯山介護老人保健施設みゆき短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、家族等に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本書及び別紙 1～別紙 4 の改定が行われないう限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第 3 条 利用者及び家族等は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び家族等は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第 4 条 当施設は、利用者及び家族等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び家族等が、本契約に定める利用料金を 3 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 感染症の蔓延、天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第 5 条 利用者及び家族等は、連帯して、当施設に対し、本書に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び家族等に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び家族等は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いのうえ、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は家族等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び家族等が指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第 6 条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族等に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(虐待防止)

第 7 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(身体拘束)

第 8 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 当施設は身体的拘束等の適正化を図るため次の措置を講じるものとします。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

(秘密の保持)

第 9 条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① 介護保険サービス利用のための市町村・居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報

の提供。

- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会・研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 当施設において利用者に事故が発生した場合、まず家族等に連絡した後、市町村担当課に速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者及び家族等は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員および担当支援相談員に申し出ることができます。また、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（従業者の質の確保及び衛生管理）

第14条 当施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

2 当施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設定及び備品の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

（ハラスメント防止）

第15条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(業務継続計画)

第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この利用契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより利用者又は家族等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

重要事項説明書

飯山介護老人保健施設みゆきのご案内
(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 飯山介護老人保健施設みゆき
- ・開設年月日 平成 14 年 5 月 1 日
- ・所在地 長野県飯山市大字下木島 9
- ・電話番号 0269-81-3850 ・ファックス番号 0269-81-3851
- ・管理者名 医師 湯本 一彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2051380018 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[飯山介護老人保健施設みゆきの運営方針]

「介護老人保健施設の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰をめざす。」

「入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。」

「明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	夜 間	業務内容
・医 師	1 名以上		利用者の疾病管理・治療
・薬剤師	0.3 名以上		薬剤管理・服薬指導
・看護職員	9 名以上		利用者の状態管理・健康管理
・介護職員	25 名以上	3 名以上	日常生活におけるケア
・支援相談員	1 名以上		利用相談・処遇相談
・理学療法士	1 名以上		リハビリテーションの実施
・作業療法士			
・栄養士または管理栄養士	1 名以上		献立の作成、利用者の栄養管理・指導
・介護支援専門員	1 名以上		ケアプランの作成・調査申請
・事務職員	1 名以上		療養費の請求・料金徴収
・運転手	2 名以上(非常勤)		自動車の運転

(4) 入所定員等

- ・定員 100 名（うち認知症専門棟 40 名）
- ・療養室 個室 8 室、4 人室 23 室

(5) 通所定員 90 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
 - ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
 - ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7 時 00 分 ～ 8 時 00 分
昼食 11 時 30 分 ～ 12 時 30 分
夕食 17 時 30 分 ～ 18 時 30 分
 - ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に 2 回以上ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
 - ⑥ 医学的管理・看護
 - ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
 - ⑧ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
 - ⑨ 相談援助サービス
 - ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑪ 理美容サービス（原則月 1 回実施します。）
 - ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
 - ⑬ 行政手続代行
 - ⑭ その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ・名 称 飯山赤十字病院
- ・住 所 長野県飯山市大字飯山 226-1

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 内山歯科クリニック
- ・住 所 長野県飯山市田町 2775

- ・緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・窓口対応

正面玄関にて 8 時 30 分～17 時 30 分は対応可能です。

- ・面会

事前に電話にてご予約の上、お越しください。

- ・外出・外泊

職員に申し出て届け出用紙を書いてください。

なお、面会や外出・外泊については、感染症のまん延等により、随時対応を変更することがありますので、電話にてご確認ください。

- ・飲酒・喫煙

飲酒は原則できません。また、受動喫煙防止法により、敷地内での喫煙もできません。

- ・火気の取扱い

火気の取扱いは危険ですので禁止いたします。

- ・設備・備品の利用

ベッド横に収納ロッカーがありますのでご利用ください。

- ・所持品・備品等の持ち込み

電気器具（テレビ・ラジオ・電気毛布等）の持ち込みは職員に申し出てください。

- ・金銭・貴重品の管理

現金・貴重品は持ち込めません。盗難等について、施設は一切責任を負いかねます。

- ・外泊時等の施設外での受診

外出・外泊時の受診は制限が設けられています。職員にご相談ください。

- ・宗教活動

宗教活動・営利目的の勧誘などはご遠慮ください。

- ・ペットの持ち込み

集団生活上ペットの持ち込みは禁止いたします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備

スプリンクラー・消火器・消火栓・非常放送設備が備えられています。

- ・防災訓練

年 2 回実施いたします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・飯山介護老人保健施設みゆき

0269-81-3850

その他の苦情処理窓口

- ・長野県介護支援課 026-235-7121

- ・飯山市保健福祉課 0269-62-3111

- ・長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口

026-238-1580

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和 8 年 8 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要支援、要介護認定の程度によって利用料が異なります。（以下は自己負担割合が 1 割の方の 1 日あたりの自己負担分です）

個 室		多床室	
・要支援 1	579 円	・要支援 1	613 円
・要支援 2	726 円	・要支援 2	774 円
・要介護 1	753 円	・要介護 1	830 円
・要介護 2	801 円	・要介護 2	880 円
・要介護 3	864 円	・要介護 3	944 円
・要介護 4	918 円	・要介護 4	997 円
・要介護 5	971 円	・要介護 5	1,052 円

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（イ）	『基本料金』＋『各種加算』×9.0%の額
・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	『基本料金』＋『各種加算』×9.7%の額
・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（イ）	『基本料金』＋『各種加算』×8.6%の額
・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	『基本料金』＋『各種加算』×9.3%の額
・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	『基本料金』＋『各種加算』×6.9%の額
・介護職員等処遇改善加算Ⅳ	『基本料金』＋『各種加算』×5.9%の額

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円/日
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円/日
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日
・夜勤職員配置加算	24 円/日
・認知症ケア加算	76 円/日
・若年性認知症利用者受入加算	120 円/日
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日
・個別リハビリテーション実施加算	240 円/回
・在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ）	34 円/日

・重度療養管理加算	120 円/日
・療養食加算	8 円/食
・緊急短期入所受入加算	90 円/日
・緊急時治療管理	518 円/日
・総合医学管理加算	275 円/日
・口腔連携強化加算	50 円/回
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月
入所時及び退所時に送迎を行った場合には、それぞれ 184 円加算	

・夜勤職員配置基準減算	3%/日
・定員超過または人員基準欠如減算	30%/日
・身体拘束廃止未実施減算	1%/日
・高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日
・業務継続計画未策定減算	1%/日

② 食費	朝食	490 円
	昼食	860 円
	夕食	630 円

③ 居住費	1 日あたり	
・個室		1700 円
・多床室		650 円

(2) その他の料金		
・個室利用料	1 日あたり	1100 円
・理美容代	1 回あたり	2500 円
・日用品費	1 日あたり	250 円
・教養娯楽費	1 日あたり	150 円
・電気代	1 日あたり 1 点	100 円

- (4) 支払い方法
- ・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落とし、銀行振込等があります。入所契約時にお選びください。

<別紙 3 >

【入所時リスク説明書】

当施設は、ご入所された方々の在宅復帰や自立を目指し、看護師や介護士、リハビリ職員等が自立支援のためのお世話をする介護老人保健施設です。ご入所者様が快適な生活を送れますよう、医師の管理のもと安全な環境作りに努めてまいりますが、お一人お一人に対して病院のような医療を提供したり常に見守りができる環境ではないことをご承知おき下さい。またご利用者様の精神・身体状況や病気に伴う様々な症状、服用されているお薬の影響等によって、下記の危険性が伴うこともご理解いただきますようお願い申し上げます。

【ご高齢の方々の精神・身体的特徴について】

ご確認くださいましたら□にレをご記入ください。

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります（不可抗力による怪我や骨折等については、当施設では賠償責任を負いかねます）。
- ☐ 当施設では原則的に拘束を行わないため、転倒・転落による事故の可能性がります。
- ☐ ご高齢の方々は骨がもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ ご高齢の方々は皮膚が薄く、少しの摩擦で皮膚に傷がしやすい状態にあります。
- ☐ ご高齢の方々の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 病気や加齢・認知症の症状等が原因となって水分や食物を飲み込む力が低下します。このため誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ ご高齢の方々は、加齢や脳・心臓の疾患により急変・急逝される場合があります。
- ☐ ご利用者様の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

上記項目について、飯山介護老人保健施設みゆきの担当者より、施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解し同意いたします。

<別紙4>

利用者重要事項説明確認書

(老人保健施設短期入所)

1. 入所時持参品について (別紙)
2. 入所時持参薬について
3. 入所中における受診について (受診した場合は退所となります)
4. 入所中における洗濯について
5. 入所中における入浴及び面会について
6. 利用料金について
 - ・お支払い方法、請求書の発行、引き落とし日等
 - ・日用品費 (日常生活に関する費用 おしぼり、シャンプー、タオルなど)
 - ・教養娯楽費 (レクリエーション、クラブ活動材料等に関する消耗品)
7. その他

上記項目について、飯山介護老人保健施設みゆきの担当者より、説明を受け、十分に理解しました。

飯山介護老人保健施設みゆき短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 利用契約書

飯山介護老人保健施設みゆきを入所利用するにあたり、飯山介護老人保健施設みゆき短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用契約書及び別紙１～別紙４を受領し、重要事項の内容について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

契約日 令和 年 月 日

所在地 長野県飯山市大字下木島 9 番地

法人名 医療法人みゆき会

代表者 理事長 堀内 知之

事業所名 飯山介護老人保健施設みゆき

管理者 湯本 一彦

説明者 小野沢 竜希



〔利用者〕

住 所 _____

氏 名 _____

〔家族・代理人(後見人等)〕

住 所 _____

氏 名 _____

【本契約書第 10 条 3 項の緊急時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号 (1)	
電話番号 (2)	